

東浦町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、電力、ガス、食料品等の価格が高騰する中、生活を支援する観点から、住民税非課税世帯等に対して予算の範囲内において給付する東浦町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給の対象としないものとする。

(支給額)

第3条 対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯あたり3万円とする。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を給付金の受給権者とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、町長が別に定める。

(支給の方式)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、東浦町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（様式第1。（以下「確認書」という。）の提出又は東浦町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（請求書）（様式第2）による申請を令和5年10月2日までにするものとする。

2 申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条第1項の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求める等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、代理人が第1項第1号の者にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあっては町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第7条 町長は、第5条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第8条 町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第9条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第1項の提出期限までに第5条の規定による確認書又は申請書の提出がなかつた場合、対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第7条の規定による支給決定を行つた後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日以後もなお効力を有する。